

商工建設常任委員会資料

令和元年6月19日～

県土整備部

目 次

1 議 案

(1) 予算議案

① 議案第1号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）

- ・令和元年度6月補正予算一覧（県土整備部） P 1
- ・『宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」アクションプラン（案）』
におけるプログラム別施策体系 P 6
- ② 建設産業外国人材確保支援事業 P 8
宮崎駅西口駅前広場整備事業 P 10

(2) 特別議案

- ① 議案第5号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 --- P 12
- ② 議案第11号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例 P 14

2 報 告 事 項

- (1) 線越明許費、事故線越しについて P 15
- (2) 損害賠償額を定めたことについて P 18
- (3) 県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について P 19

3 その他報告事項

- (1) 次期指定管理者の指定について P 20
- (2) 一ツ葉有料道路に関する有識者会議について P 26
- (3) 宮崎県自転車活用推進計画の検討状況について P 28
- (4) 広域的景観の保全及び創出に関する方針（景域マスタープラン）の
策定について P 30
- (5) 高速道路等の整備状況と主な課題について P 32

令和元年度6月補正予算一覧(県土整備部)

1 部総括

(単位：千円、%)

事業別	平成30年度		令和元年度			対前年度 現計比較 (E-B) E/B
	当 初 予 算 額 A	6月現計 予 算 額 B	当 初 予 算 額 C	6 月 補 正 額 D	6月補正後 予 算 額 E=C+D	
補助公共・ 交付金事業	32,601,747	33,331,747	46,084,555	595,515	46,680,070	(13,348,323) 140.0
県単公共事業	12,225,497	12,225,497	11,788,497	3,020,000	14,808,497	(2,583,000) 121.1
直轄負担金事業	6,815,864	6,815,864	6,134,694	0	6,134,694	(▲681,170) 90.0
災害復旧事業	9,070,495	9,070,495	9,070,495	0	9,070,495	(0) 100.0
(公共計)	60,713,603	61,443,603	73,078,241	3,615,515	76,693,756	(15,250,153) 124.8
その他	8,840,490	8,840,490	8,378,555	2,000	8,380,555	(▲459,935) 94.8
一般会計	69,554,093	70,284,093	81,456,796	3,617,515	85,074,311	(14,790,218) 121.0
用地特会	812,500	812,500	832,725	0	832,725	(20,225) 102.5
港湾特会	1,075,765	1,075,765	913,716	0	913,716	(▲162,049) 84.9
特別会計	1,888,265	1,888,265	1,746,441	0	1,746,441	(▲141,824) 92.5
部予算合計	71,442,358	72,172,358	83,203,237	3,617,515	86,820,752	(14,648,394) 120.3

2 補助公共・交付金事業

(単位：千円、%)

区分 事業別	平成30年度		令和元年度			対前年度 現計比較 (E-B) E/B
	当 初 予 算 額 A	6月現計 予 算 額 B	当 初 予 算 額 C	6 月 補 正 額 D	6月補正後 予 算 額 E=C+D	
道 路	18,643,765	18,643,765	24,448,654	1,179,495	25,628,149	(6,984,384) 137.5
河 川	4,490,023	5,220,023	10,252,900	▲ 470,000	9,782,900	(4,562,877) 187.4
砂 防	4,541,635	4,541,635	5,168,485	42,700	5,211,185	(669,550) 114.7
夕 込	432,705	432,705	296,650	43,320	339,970	(▲ 92,735) 78.6
港 湾	2,049,233	2,049,233	2,588,545	0	2,588,545	(539,312) 126.3
住 宅	887,796	887,796	785,785	0	785,785	(▲ 102,011) 88.5
街 路	1,350,140	1,350,140	2,347,536	▲ 200,000	2,147,536	(797,396) 159.1
区画整理	37,000	37,000	37,000	0	37,000	(0) 100.0
都市・公園	169,450	169,450	159,000	0	159,000	(▲ 10,450) 93.8
計	32,601,747	33,331,747	46,084,555	595,515	46,680,070	(13,348,323) 140.0

3 県単公共事業

(単位：千円、%)

事業別 区分	平成30年度		令和元年度			対前年度 現計比較 (E-B) E/B
	当 初 予 算 額 A	6月現計 予 算 額 B	当 初 予 算 額 C	6 月 補 正 額 D	6月補正後 予 算 額 E	
道 路	8,650,917	8,650,917	7,063,699	2,000,000	9,063,699	(412,782) 104.8
河 川	1,847,776	1,847,776	1,352,776	530,000	1,882,776	(35,000) 101.9
砂 防	436,277	436,277	340,277	190,000	530,277	(94,000) 121.5
街 路	35,500	35,500	65,500	300,000	365,500	(330,000) 1,029.6
都市・公園	417,707	417,707	2,072,707	0	2,072,707	(1,655,000) 496.2
港 湾	788,962	788,962	845,180	0	845,180	(56,218) 107.1
住 宅	31,858	31,858	31,858	0	31,858	(0) 100.0
空 港	16,500	16,500	16,500	0	16,500	(0) 100.0
計	12,225,497	12,225,497	11,788,497	3,020,000	14,808,497	(2,583,000) 121.1

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
土木費	道路橋梁費	公共道路維持事業	1,216,000 ^{千円}
計		1事業	1,216,000

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
(道路保全課)		
公共道路維持事業費 国道 218号防災・安全社会資本整備交付金事業 (干支大橋耐震補強工事)	令和元年度から 令和3年度まで	300,000
公共道路維持事業費 国道 218号防災・安全社会資本整備交付金事業 (上顔橋耐震補強工事)	令和元年度から 令和2年度まで	200,000
(河川課)		
ダム施設整備事業費 宮崎県総合河川情報システム機器整備事業	令和元年度から 令和2年度まで	50,000
公共河川事業費 宮崎県総合河川情報システム機器整備事業	令和元年度から 令和2年度まで	90,000
(砂防課)		
公共急傾斜地崩壊対策費 宮崎県総合河川情報システム機器整備事業	令和元年度から 令和2年度まで	54,000
(都市計画課)		
県単街路事業費 宮崎駅西口駅前広場整備事業	令和元年度から 令和2年度まで	600,000
計	6件	1,294,000

『宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」アクションプラン（案）』
 におけるプログラム別施策体系（令和元年度予算・県土整備部関係）

⑨・・・新規事業
 ⑧・・・改善事業
 下線・・・6月補正予算分

1 人口問題対応プログラム

1 社会減の抑制と移住・U I J ターンの促進

2 産学金労官言の連携による地域や産業を支える人財の育成・確保

⑧建設産業の未来を担う人づくり促進強化事業
 ⑧みやざき建設産業経営力強化支援事業
 ⑨建設産業外国人材確保支援事業
 公共工事品質確保推進事業
 ふるさとみやざき土木の魅力発信事業

3 地域の暮らしの確保や中山間地域の振興

4 本県の未来を担う子どもたちの育成

5 合計特殊出生率の向上に向けた環境づくり

2 産業成長・経済活性化プログラム

1 本県経済をけん引する成長産業の育成と新産業の創出

2 本県の基幹産業である農林水産業の成長産業化

3 地域経済を支える企業・産業の育成

4 資源・エネルギーの循環促進と低炭素社会の実現に向けた取組

5 交通・物流ネットワークの整備と効率化の推進

公共道路新設改良事業 費
 県単特殊改良 費
 高速自動車国道等直轄事業負担金
 高速道路利活用促進・整備促進PR事業
 ⑨宮崎駅西口駅前広場整備事業

3 観光・スポーツ・文化振興プログラム

1 魅力ある観光地づくりと誘客強化

住みよいふるさと広告景観づくり事業 費
 美しい宮崎づくり推進事業

2 「スポーツランドみやざき」の構築と県民のスポーツ活動・交流の促進

3 文化資源を生かした地域活性化や県民の文化活動・交流の促進

4 生涯健康・活躍社会プログラム

1 地域における福祉・医療の充実と健康寿命の延伸

2 生きる喜びを実感し、安心して暮らせる社会づくり

公 共 道 路 維 持 事 業 費
 県 単 交 通 安 全 施 設 整 備 費
 公 共 交 通 安 全 施 設 整 備 費
 県 単 交 通 安 全 施 設 整 備 費
 公 共 交 通 安 全 施 設 整 備 費
 県 単 交 通 安 全 施 設 整 備 費

3 一人ひとりが活躍できる多様性を持った社会づくり

5 危機管理強化プログラム

1 ソフト・ハード両面からの防災・減災対策

県 公 道 路 維 持 事 業 費
 公 共 河 川 災 害 復 旧 費
 公 共 土 施 設 整 備 事 業 費
 公 共 河 川 防 護 改 善 事 業 費
 公 共 急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 推 進 事 業 費
 特 殊 建 築 物 等 の 安 全 点 検 推 進 事 業 費
 被 災 建 築 物 ・ 宅 地 応 急 危 険 度 判 定 体 制 整 備 事 業 費
 木 造 建 築 物 等 地 震 対 策 促 進 事 業 費
 建 築 物 地 震 対 策 事 業 費
 総 合 運 動 公 園 津 波 避 難 施 設 整 備 事 業 費

2 緊急輸送や救急医療の観点による社会資本整備と適正な維持管理

公 共 道 路 新 設 改 良 事 業 費 (再 掲)
 公 共 道 路 維 持 事 業 費 (再 掲)
 公 共 道 路 設 置 整 備 事 業 費 (再 掲)
 公 共 河 川 海 岸 管 理 事 業 費
 公 共 街 路 管 理 事 業 費
 高 速 自 動 車 国 道 等 直 轄 事 業 負 担 金 (再 掲)
 高 速 道 路 利 用 促 進 ・ 整 備 促 進 P R 事 業 (再 掲)

3 人への感染症に対する感染予防・流行対策強化

4 家畜伝染病に対する防疫体制の強化

⑧建設産業外国人材確保支援事業

管 理 課

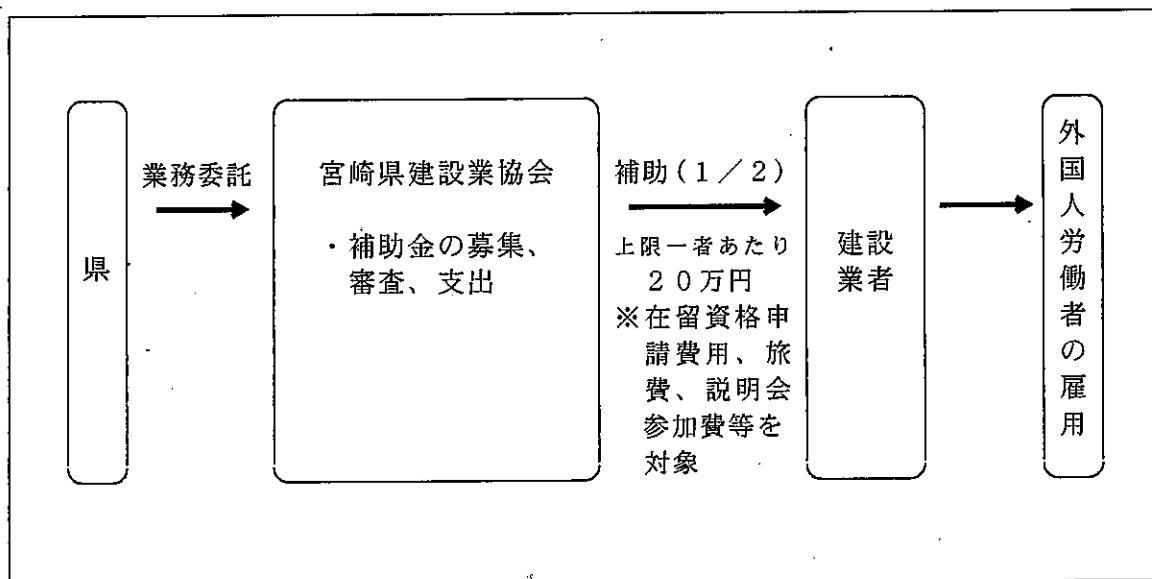
1 事業の目的

一定の専門性や技能を有する外国人材を受け入れる建設業者に対し、雇用の際に必要な経費について支援を行うことにより、本県の建設産業における外国人材の活用の促進及び確保を図る。

2 事業の概要

- (1) 予算額 2,000千円
- (2) 財源 その他特定財源（基金）：2,000千円
- (3) 事業期間 令和元年度～令和3年度
- (4) 事業内容

（一社）宮崎県建設業協会に委託し、建設業者が出入国管理法上の在留資格（「高度専門職」及び「特定技能」）を有する外国人材を雇用する際に必要な経費を補助する。



3 事業の効果

本県建設産業の喫緊の課題である担い手確保に対する課題解決の一助となるとともに、中長期的にも、建設業者の技術承継の推進や経営の安定が図られる。

宮崎駅西口駅前広場整備事業

都市計画課

1 事業の目的

民間事業者による宮崎駅西口の複合ビル建設に併せ、陸の玄関口である宮崎駅の西口駅前広場を整備し、宮崎駅から中心市街地への人の流れやにぎわいのさらなる創出を図る。

2 事業の概要

(1) 予算額 300,000千円

{	総事業費	930,000千円
	令和元年度	330,000千円(うち30,000千円は当初予算)
	令和2年度	600,000千円(債務負担)

(2) 財源
 その他特定財源(県債) : 225,000千円
 一般財源 : 75,000千円



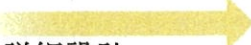


(3) 事業期間 令和元年度～令和2年度

(4) 事業内容 広場舗装工、シェルター(通路屋根)設置、照明等設置、植栽等整備

3 事業の効果

民間事業者の宮崎駅西口開発により創出されるにぎわいをさらに大きくし、人の流れを中心市街地へつなげることができるような駅前広場の再整備を行うことにより、中心市街地の活性化や、観光・物産面での県内全域への波及等が図られる。

4 今後の予定

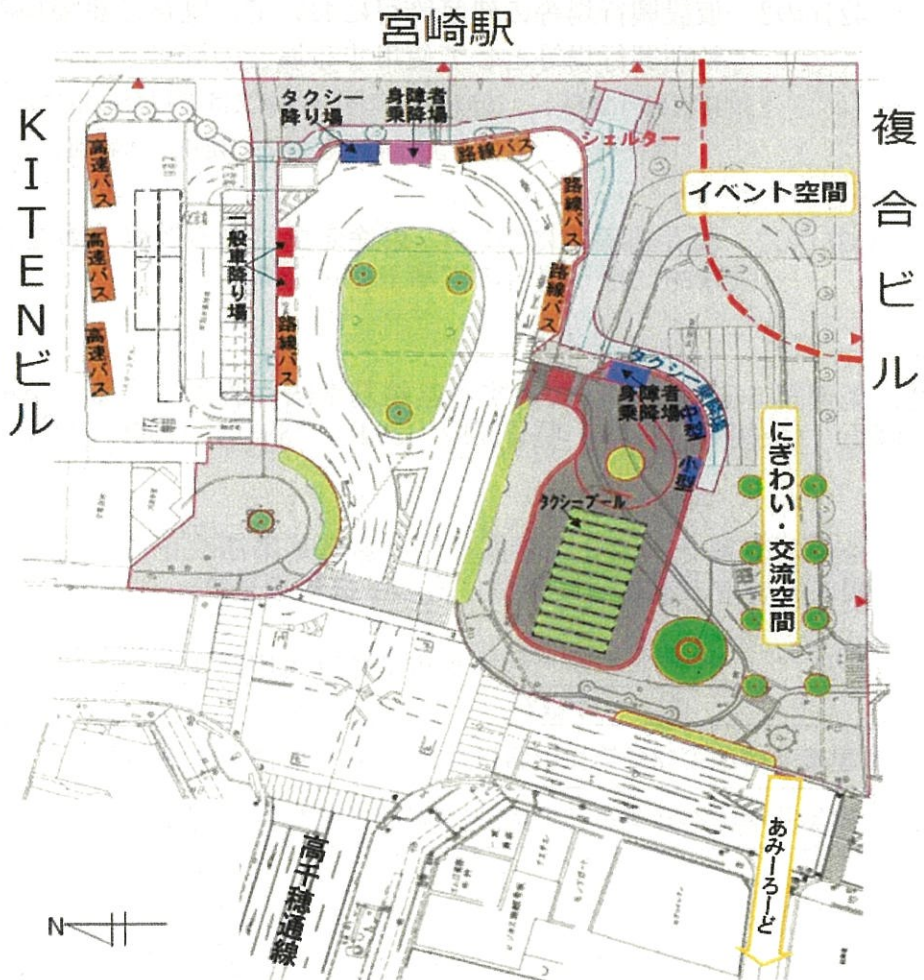
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
駅前広場再整備	 測量、検討委員会 基本計画策定	 詳細設計 工事 [県: 広場舗装、シェルター、照明、植栽等 JR: 大屋根設置等]	
複合ビル建設 (民間事業者開発)	 詳細設計、 既存建物取壊し	 工事	 ★ 秋オープン (予定)

<計画イメージ>



※今後の設計等により、整備内容が変更になる可能性があります。

<平面計画>



議案第5号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

建築住宅課

1 改正の理由

- (1) 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）により、許可等の対象となる建築行為の類型が追加されたこと及び建築の許可に係る手続の合理化に関する規定が追加されたこと等から、所要の改正を行う。
- (2) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第12号）により、二級・木造建築士に関する試験及び免許申請手数料の標準額が改正されたことから、所要の改正を行う。

2 改正の主な内容

(1) 建築基準法関係

① 条例第3条第1項に手数料徴収の対象となる次の建築行為の類型を追加

(405) 建築物の建蔽率の特例許可において、前面道路側に壁面線指定を行った場合等の建蔽率緩和の許可

(421) 仮設建築物の建築許可において、1年以内の期間を定めて、既存の建築物の用途を変更して興行場等として使用する場合の許可
※興行場等： 興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類する建築物

(421)の2 仮設興行場等の建築許可において、既存の建築物の用途を変更して特別興行場等として使用する場合の許可
※特別興行場等： 国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある興行場等

(426)の2 既存建築物について、用途変更に伴う改修工事を2以上に分けて段階的に行う場合の工事計画の認定

② 条例第3条第1項が引用する建築基準法の改正による「条項ずれ」に伴う修正（条例第3条第1項(393)、(394)、(395)、(396)、(405)の2）

③ 条例別表第2（第3条関係）に、建築基準法改正による「手続きの合理化に関する規定の追加」に伴い、次の手数料を追加

(402) 用途地域等における建築等許可申請手数料

手数料	単位	金額
建築基準法第48条第16項第1号に該当する場合	1件に	120,000円
建築基準法第48条第16項第2号に該当する場合	つき	140,000円

(2) 建築士法関係

- (428) 二級建築士又は木造建築士の免許申請手数料の金額を改正する。
改正前：19,200円 → 改正後：19,300円
- (429) 二級建築士又は木造建築士の試験手数料の金額を改正する。
改正前：17,700円 → 改正後：17,900円

3 施行期日

- (1) 建築基準法関係 公布の日
(2) 建築士法関係 令和元年10月1日

議案第5号 関連資料

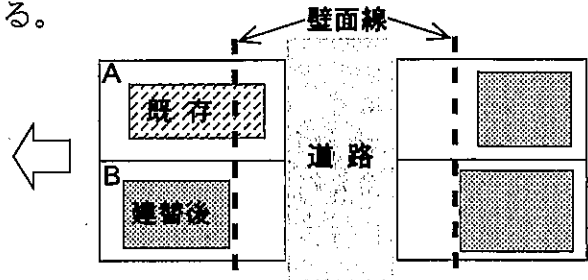
(1) 建築基準法関係

(405) 前面道路側に壁面線指定を行った場合等の建蔽率緩和の許可

特定行政庁が前面道路の境界線から後退した壁面線の指定をした場合等で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した範囲内において、建築物の建蔽率を緩和する。

建築物の位置を壁面線まで後退させる代わりに敷地の法定建蔽率を緩和

※ 壁面線：市街地の避難や消火活動の円滑化等の目的で設定



(402) 用途地域等における建築等許可

- ・ 建築基準法第48条は、用途地域等ごとに建築できる建築物の用途を制限しているが、特定行政庁の特例許可ができる場合がある。
- ・ 特例許可手続きには、公開意見聴取と建築審査会の同意が必要であるが、今回の法改正により、一定の要件を満たすものは、公開意見聴取や建築審査会の同意を不要とする。

【従来の手続き】

手数料：18万円

許可申請 ▶ 公開意見聴取 ▶ 建築審査会の同意 ▶ 許可



【新設①】建築基準法第48条第16項第1号

手数料：12万円

(過去に特例許可を受けた建築物の増築・改築等)

許可申請 ▶ 許可

【新設②】建築基準法第48条第16項第2号

手数料：14万円

(日用品販売店舗など日常生活に必要な政令で定める建築物で、騒音・振動等環境悪化の防止に必要な省令で定める措置を行うもの)

許可申請 ▶ 公開意見聴取 ▶ 許可

議案第11号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築住宅課

1 改正の理由

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）により、既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合は許可制度が追加されたこと等から、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 引用する建築基準法の表記の改正に伴う修正（第5条）

改正前：「がけ」 改正後：「崖」

(2) 引用する建築基準法の条項ずれに伴う修正（第17条）

改正前	改正後
<p>(構造)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する建築物の部分を自動車修理工場の用途に供する場合（<u>法第27条第1項第1号又は同条第2項第1号に該当する場合を除く。</u>）には、その用途に供する部分の主要構造部を準耐火構造とするか、又は不燃材料で造らなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(構造)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する建築物の部分を自動車修理工場の用途に供する場合（<u>法第27条第2項第2号又は同条第3項第1号に該当する場合を除く。</u>）には、その用途に供する部分の主要構造部を準耐火構造とするか、又は不燃材料で造らなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>

(3) 既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合に条例の一部を適用除外とするための引用条項の追加（第33条）

改正前	改正後
<p>(<u>仮設建築物</u>に対する特例)</p> <p>第33条 第3章から第5章の2までの規定は、<u>法第85条第5項又は第6項の規定による許可を受けた仮設建築物</u>については、適用しない。</p>	<p>(<u>仮設建築物等</u>に対する特例)</p> <p>第33条 第3章から第5章の2までの規定は、<u>法第85条第5項若しくは第6項の規定による許可を受けた仮設建築物又は法第87条の3第5項若しくは第6項の規定による許可を受けた建築物</u>については、適用しない。</p>

3 施行期日

公布の日

繰越明許費について

(一般会計)

所属	事業名	繰越額		繰越の主な理由	完成(予定)年月日
		箇所数	金額(円)		
道路建設課	道路橋梁調査事業	14	67,300,000	関係機関との調整等に日時を要したことによるもの。	令和元年9月30日
	公共道路新設改良事業	85	5,756,180,000	国の補正予算の関係等により、工期が不足したことによるもの。	令和2年3月25日
	道路建設受託事業	1	10,432,738	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和元年8月31日
	県単特殊改良事業	26	211,200,000	関係機関との調整等に日時を要したことによるもの。	令和元年10月31日
	計	126	6,045,112,738	—	—
道路保全課	県単道路維持調査事業	7	25,180,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和元年12月25日
	人にやさしい沿道環境整備事業	16	72,800,000	関係機関との調整等に日時を要したことによるもの。	令和元年12月25日
	公共道路維持事業	116	3,724,564,000	国の補正予算の関係等により、工期が不足したことによるもの。	令和2年3月25日
	県単道路維持事業	29	443,583,000	関係機関との調整等に日時を要したことによるもの。	令和2年3月25日
	沿道修景美化推進対策事業	16	30,020,000	関係機関との調整等に日時を要したことによるもの。	令和元年12月25日
	道路災害関連事業	1	5,800,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和元年5月31日
	県単橋梁維持事業	26	284,250,000	関係機関との調整等に日時を要したことによるもの。	令和元年12月25日
計	211	4,586,197,000	—	—	
河川課	ダム施設整備事業	16	570,280,000	国の補正予算の関係等により、工期が不足したことによるもの。	令和2年3月25日
	公共河川事業	50	7,164,445,000	国の補正予算の関係等により、工期が不足したことによるもの。	令和2年3月25日
	公共災害関連河川事業	1	3,256,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和元年6月30日
	県単河川改良事業	13	196,000,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和元年12月25日
	県単河川修繕事業	4	55,000,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和元年12月25日
	県単河川災害関連事業	1	3,801,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和元年10月31日
	県単河川調査事業	6	49,000,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和元年12月25日
	臨時県単河川災害関連事業	1	1,010,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和元年10月31日
	県単自然災害防止河川改良事業	9	122,000,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和元年12月25日
	公共海岸事業	4	144,000,000	国の補正予算の関係等により、工期が不足したことによるもの。	令和2年3月25日
	ダム施設管理事業	8	41,000,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和元年12月25日
	公共土木災害復旧事業	263	4,190,000,000	関係機関との調整等に日時を要したことによるもの。	令和元年12月25日
	県単災害復旧事業	50	49,700,000	関係機関との調整等に日時を要したことによるもの。	令和元年10月31日
計	426	12,589,492,000	—	—	

(一般会計)

所属	事業名	繰越額		繰越の主な理由	完成(予定)年月日
		箇所数	金額(円)		
砂防課	公共砂防事業	68	1,901,241,000	国の補正予算の関係等により、工期が不足したことによるもの。	令和元年12月25日
	公共急傾斜地崩壊対策事業	56	1,437,345,000	国の補正予算の関係等により、工期が不足したことによるもの。	令和元年12月25日
	県単砂防調査事業	4	8,884,000	工法の検討等に日時を要したことによるもの。	令和元年12月25日
	県単公共砂防事業	17	71,762,000	関係機関との調整等に日時を要したことによるもの。	令和元年12月25日
	県単公共急傾斜地崩壊対策事業	21	113,174,000	工法の検討等に日時を要したことによるもの。	令和元年12月25日
	計	166	3,532,406,000	—	—
港湾課	港湾維持管理事業	9	213,143,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和元年12月25日
	港湾調査事業	8	104,174,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和元年12月25日
	公共港湾建設事業	12	1,105,845,000	国の補正予算の関係等により、工期が不足したことによるもの。	令和2年3月25日
	県単港湾建設事業	2	12,872,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和元年10月31日
	港湾災害復旧事業	2	183,171,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和元年9月30日
	計	33	1,619,205,000	—	—
都市計画課	県単街路事業	1	1,948,000	用地交渉等に日時を要したことによるもの。	令和元年7月31日
	都市計画調査事業	1	4,463,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和元年7月31日
	県単都市公園整備事業	1	99,083,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和元年9月30日
	公共街路事業	12	785,261,000	用地交渉等に日時を要したことによるもの。	令和元年12月25日
	計	15	890,755,000	—	—
建築住宅課	がけ地近接等危険住宅移転助成事業	1	1,491,000	事業主体において事業が繰越しとなったことによるもの。	令和元年10月31日
	木造住宅耐震化推進事業	1	100,000	事業主体において事業が繰越しとなったことによるもの。	令和元年10月31日
	建物管理事業	5	51,800,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和元年12月25日
	公共県営住宅建設事業	6	372,014,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和元年12月25日
	計	13	425,405,000	—	—
一般会計合計 (42事業)		990	29,688,572,738	—	—

(公共用地取得事業特別会計)

所属	事業名	繰越額		繰越の主な理由	完成(予定)年月日
		箇所数	金額(円)		
用地対策課	公共用地取得事業	2	100,202,455	用地交渉等に日時を要したことによるもの。	令和2年3月25日
	計	2	100,202,455	—	—
	合計 (1事業)	2	100,202,455	—	—

(港湾整備事業特別会計)

所属	事業名	繰越額		繰越の主な理由	完成(予定)年月日
		箇所数	金額(円)		
港湾課	細島港管理運営事業	1	50,748,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和2年3月25日
	宮崎港管理運営事業	1	22,000,000	工法の検討に日時を要したことによるもの。	令和元年12月25日
	油津港管理運営事業	1	38,000,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和元年12月25日
	細島港整備事業	1	17,473,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和元年9月30日
	計	4	128,221,000	—	—
合計 (4事業)		4	128,221,000	—	—

(部合計)

所属	事業名	繰越額		繰越の主な理由	完成(予定)年月日
		箇所数	金額(円)		
県土整備部合計 (47事業)		996	29,916,996,193	—	—

事故繰越しについて

(一般会計)

所属	事業名	繰越額		繰越の主な理由	完成(予定)年月日
		箇所数	金額(円)		
河川課	公共河川事業	1	434,351,477	工事施工中に見付かった不発弾の処理等に日時を要したことによるもの。	令和元年7月31日
	公共土木災害復旧事業	1	31,236,973	入札不調等により契約締結に日時を要し、工期が不足することによるもの。	令和元年11月30日
	計	2	465,588,450	—	—
県土整備部合計 (2事業)		2	465,588,450	—	—

次期指定管理者の指定について

管 理 課

1 現在の管理運営状況について

(1) 指定管理業務の概要

- 施設名 宮崎県建設技術センター
- 設置目的 ① 建設技術者の育成
 ○ 宮崎県産業開発青年隊（以下「青年隊」という。）
 ○ 県・市町村職員の研修
 ② 建設資材の品質管理試験
- 指定管理者 学校法人宮崎総合学院
 （管理業務：青年隊並びに施設の利用、維持及び保全に関する業務）
- 指定期間 平成27年4月1日～令和2年3月31日（5年間）

(2) 施設利用状況

指 標	27年度	28年度	29年度	30年度
利用者数 (単位：人)	16,746	13,558	14,133	14,989
利用団体数 (単位：団体)	647	529	496	543
施設使用料収入額 (単位：千円)	1,839	1,878	2,016	2,352
青年隊入隊員数 (単位：人)	46	41	61	47

(3) 施設収支状況

(単位：千円)

内 容	27年度	28年度	29年度	30年度
収 入 (a)	96,651	96,578	96,647	96,619
うち指定管理料(委託料)	96,200	96,200	96,200	96,200
うち利用料金(使用料)	0	0	0	0
支 出 (b)	96,619	96,537	97,311	96,585
収支差額 (a-b)	32	41	-664	34

(4) 管理運営状況

ア 青年隊に係る取組

- (ア) オープンキャンパスの開催、県内及び県外の高等学校訪問、高校の進路ガイダンスへの参加、県内土木事務所訪問、青友会総会参加等による隊員募集活動
- (イ) 地区建設業協会等への訪問による隊員の就職支援活動
- (ウ) 清掃ボランティアや地域の草刈りなどの社会活動

イ 施設の利用、維持及び保全に係る取組

- (ア) 危険箇所を早期発見するための日常的な施設点検
- (イ) 利用者アンケートの実施や要望等に対する迅速な対応
- (ウ) 職員の接遇研修や、教育者としてのスキルアップセミナー等の受講
- (エ) 自主事業（新社会人人材育成研修等）の開催

(5) 評価

ア 青年隊に係る評価

- (ア) 隊員募集や就職支援などで、日頃から、県内外の高校や建設業協会等を訪問するなど積極的な活動を行っている。
- (イ) 入隊者数は、建設業界を取り巻く厳しい諸情勢の中で制度導入前の平成21年度の13名に比べて、平成22年度からの第1期指定管理期間平均で約29名、平成27年度からの第2期指定管理期間平均で約47名と改善が図られている。
- (ウ) 青年隊修了後の就職希望者の就職率は、ほぼ100%であり、そのうち、就職者数に占める県内建設関連業への就職率は、60~75%程度で推移しているが、その就職率アップに向けた積極的な取り組みが求められる。
- (エ) 地域のイベントの際には、会場周辺の草刈りを行うなど、積極的な地域貢献活動に取り組んでいる。

イ 施設の利用、維持及び保全に係る評価

- (ア) 平成22年度からの第1期指定管理期間と比較して、第2期指定管理期間の4年間の年平均利用者数が約36%増加し、又、施設使用料収入額も約61%増加するなど、順調に施設の利活用が図られている。
- (イ) 施設の適正な管理や、職員の接遇に対する利用者の評価は高い。
- (ウ) 自主事業の開催により、施設の利活用促進を図っている。

2 次期の募集方針（案）について

(1) 業務の範囲

- ア 青年隊に関する業務
- イ 施設の利用、維持及び保全に関する業務
- ウ その他管理運営に必要な業務

(2) 指定期間

令和2年4月1日~令和7年3月31日（5年間）

(3) 基準価格

年額 100,059千円（指定期間総額 500,295千円）

※今期と比較し年額 3,791千円の増

増減理由：消費税率の増、光熱水費の増、施設修繕費の増等のため

(4) 募集

- ア 募集期間 令和元年7月1日~9月2日（2か月）
- イ 募集広報 県公報、県庁ホームページのほか、新聞・テレビ・経済団体の会報等で広報
- ウ 現地説明会の開催、質問・資料閲覧対応による情報の提供

(5) 資格要件

- ア 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

- エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- カ 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- キ 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- ク 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ケ 食品衛生法施行条例（平成12年宮崎県条例第18号）第2条の規定に基づく食品衛生責任者を配置することができること。（外部委託可）
- コ 土木建設分野に係る技術、技能の修得、実習、訓練等の教育を適正かつ安全に行うため、教育職員免許、職業訓練指導員、測量士、1級土木施工管理技士等の資格を有する者を配置することができること、又は土木建設に関する職業訓練機関の指定を受けている、若しくはこれに準ずる団体として公的機関から登録若しくは認定され、土木建設に関する教育・訓練について十分な実績を有していること。

(6) 選定

ア 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査	県(施設所管課)	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	イのとおり (外部委員のみで構成)	指定管理候補者選定委員会が、各応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施した上で審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	ウのとおり (県(施設所管部局及び指定管理者制度所管部局))	選定委員会の審査結果を、管理課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者(案)が異なっていないか確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県が指定管理候補者を選定する。

イ 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	根岸 裕孝	宮崎大学地域資源創成学部教授
委員	大木下 雅一	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮崎支部訓練課長
	大塚 孝一	公認会計士
	加行 進	宮崎県高等学校PTA連合会監事
	田實 幸雄	宮崎市清武総合支所長

ウ 指定管理候補者選定会議委員

議長	県土整備部長
副議長	県土整備部次長（総括）
委員	県土整備部次長（道路・河川・港湾担当） 管理課長 行政改革推進室長

(7) 選定基準・審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
ア 住民の平等な利用の確保	施設運営に関する基本方針	10
	県が示した管理の基準に対する理解及び対応	
	その他（平等な利用の確保に関する提案等）	
イ 宮崎県建設技術センターの効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上に関する提案	50
	利用者増への取組に関する提案	
	施設管理者の業務に対する意欲	
	施設の設置目的の理解と課題の認識	
	人材育成 ・効果的な建設技術者の育成の提案 ・民間建設技術者（既就職者）に対する人材育成の考え方	
	施設 ・施設の活性化に関する提案 ・施設等の維持管理の適格性 ・利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映	
その他（施設の効用の発揮に対する提案等）		
ウ 経費の縮減	指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額	10
	業務遂行のための適切な経費の積算	
	管理業務の効率化と経費縮減に関する考え方・提案	
エ 事業計画を着実に実施するための管理運営能力	必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制）	25
	職員の能力育成（研修体制）	
	継続的に安定した運営が可能な財政的基盤（経営状況）	
	過去の類似事業の実績、評価	
	リスク管理の具体的対応策	
	事業計画及び収支計画の具体性、適格性、実現可能性	
	個人情報保護への対応	
	情報公開への対応	
安全管理・危機管理への対応		
オ 地域への貢献等	環境保全への対応	5
	地域経済への配慮	
	地域住民や関係団体との連携・交流の取組等	
	障がい者の就労支援への対応	
合計		100

(8) リスク管理、責任分担

項目	内容等	県	指定管理者
ア 消耗品の購入	5万円未満の物品		○
イ 事業運営に必要な備品の購入	5万円以上の物品	○	
ウ 施設、設備、備品、資料等の損傷など	指定管理者による管理の瑕疵によるもの		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で小規模なもの（1件の修繕費が50万円未満のもの）		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で大規模なもの（1件の修繕費が50万円以上のもの）	○	
エ 管理、運営に係る事故等による第三者への損害賠償	施設の設置に関する瑕疵によるもの	○	
	指定管理者の責に帰すべき事由によるもの		○
オ 不可抗力への対応	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な現象）に起因する施設修繕 不可抗力に伴う、あらかじめ定められた管理業務以外に発生した業務に係るもの（事業中断等による経費増を含む）	○ △	
カ 物価変動、金利変動、税制の変更による運営経費の増			○
キ 法制度の改正、政治、行政的理由による事業内容の変更等による運営経費の増	法制度の改正、政治、行政的理由から、管理、運営の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費増など	○	
ク 事業終了時の対応	指定期間が終了した場合、又は指定期間途中で指定取消を受けた場合における撤収・施設等の原状回復・引継に要する費用		○
ケ 上記以外で、規則及び仕様書に記載のないもの		双方協議	

3 スケジュールについて

令和元年6月5日

第1回指定管理候補者選定委員会

(今期の実績検証、次期の募集方針等の検討)

令和元年7月1日～9月2日

募集期間

令和元年9月中旬

指定管理候補者選定 書類審査

令和元年10月上旬

第2回指定管理候補者選定委員会による審査

指定管理候補者選定会議による確認

令和元年10月中旬

指定管理候補者の選定

令和元年11月議会

指定管理者指定議案等の提出

議決後

指定管理者の指定

令和2年1～3月

基本協定の締結・業務の引継

令和2年4月1日

新指定管理者による業務開始

一ツ葉有料道路に関する有識者会議について

道路建設課

1 有識者会議の目的

本県においては、南海トラフ地震の発生が懸念されることから、国道218号などの幹線道路において、橋梁の耐震性能を国土強靱化に必要なレベルに引き上げるための対策の実施が急務となっている。

このような中、一ツ葉有料道路についても、国土強靱化に必要なレベルに橋梁の耐震性能を引き上げる必要があり、今後、どのように財源を確保しながら耐震対策等を行っていくのか、有料継続の可能性を含めて検討するため意見を伺うもの。

2 前回会議（第2回）までの検討状況

(1) 第1回会議

① 説明内容

- ・一ツ葉有料道路及び有料道路制度の概要について
- ・国土強靱化に関する国の動向等について
- ・一ツ葉有料道路における耐震対策の必要性について

② 主な委員の意見

- ・南海トラフ地震の発生が懸念される中、橋梁の耐震対策による安全性の確保は急務である。
- ・耐震対策はもとより、津波発生時の避難についても検討すべき。
- ・物流や観光面から無料化を望む。
- ・無料化を望むが、有料が継続される場合には料金低減を図るべき。
- ・耐震対策の費用は、利用者の料金収入で賄ってもよいのではないか。
- ・有料道路が継続されれば、走行時の定時性が確保される。

(2) 第2回会議

① 説明内容

- ・橋梁の耐震対策の内容について
- ・津波避難誘導対策の内容について
- ・各対策に要する概算費用について

② 主な委員の意見

- ・いざという時のために、即時の道路情報板による情報提供や本線への進入を防止するための施設整備は重要であり、実施すべき。
- ・南海トラフ地震に備えた耐震対策や避難誘導に関する内容は必要と認識しているが、国土強靱化の予算で行うべき。
- ・これらの対策は必要であり、スピード感を持って実施すべき。
- ・有料を継続した場合の通行料金の設定や徴収期間について説明をいただきたい。

3 第3回会議

開催日 令和元年7月1日（月）

- 内 容
- ・第2回会議の意見を踏まえ追加した避難誘導対策の内容及び概算費用について
 - ・料金及び料金徴収期間の試算結果について

第2回会議説明内容

○橋梁の耐震対策 約31億円

耐震対策位置図

・対策内容

路線	橋梁名	耐震対策の内容	
		橋脚の補強	支承の改良等
北線	① 佐土原跨線橋	-	○
	⑥ 一ツ葉橋	○	-
南線	⑦ 一ツ葉大橋	○	○

・対策のイメージ
【橋脚の補強】

コンクリート巻立て箇所

【支承の改良等】

支承
制震ストッパー

○津波避難誘導対策 約7億円

道路情報板

設置イメージ

Uターン設置

盛土

Uターン場所

第3回会議説明内容

○道路情報板及び進入防止柵の機能向上

設置イメージ

車両進入禁止

- ・津波発生時に迅速かつ確実に情報発信を行うため、遠隔操作装置や無停電電源装置を付加し機能向上を図る。
- ・津波発生時に浸水想定範囲内への車両の進入を防ぐため、車両進入防止柵を設置する。

宮崎県自転車活用推進計画の検討状況について

道路保全課

1 背景

- (1) 平成29年5月に自転車活用推進法が施行
- (2) 平成30年6月に国の自転車活用推進計画が閣議決定
- (3) 地方自治体も、国の計画を踏まえ、地域の実情に応じた施策を定めた計画を定めるよう努めることとされている。

2 これまでの取組

- 平成30年9月 商工建設常任委員会（策定開始について報告）
平成30年11月 第1回宮崎県自転車活用推進本部会議
（知事、副知事、関係部局長）
平成31年1月 第1回幹事会（庁内の関係課長）
平成31年1月 第1回宮崎県自転車活用推進に係る検討委員会
（学識経験者、活動団体、行政機関）
令和元年6月 第2回幹事会

3 宮崎県自転車活用推進計画（案）の骨子

(1) 総論

- 趣 旨 自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的として、本県の現状と課題を踏まえ、地域特性や地域資源を生かした目標や施策の方向性を示すものとする。
- 計画期間 令和10年度までの10年間
- 位置づけ 国の自転車活用推進計画を踏まえ、宮崎県総合計画等と整合を図りつつ、県の自転車施策に関する最上位計画として位置付ける。

(2) 自転車活用推進計画の施策体系及び具体的な取組

目指す姿

『誰もが安全・快適に自転車を活用することができる
「自転車パラダイスみやざき！」の実現』

目標1 サイクルツーリズムの推進による観光振興と地域活性化

施策1 地域の魅力を生かしたサイクルツーリズムの推進

施策2 スポーツキャンプ・合宿の誘致

- 【主な取組】○ 県内における先進的なサイクリング環境の創出を目指す
モデルルートの設定と整備等の促進
○ 交通結節点等におけるサイクリスト受入サービスの充実

目標2 自転車を利用しやすい都市環境の形成

施策3 自転車通行空間の計画的な整備推進

施策4 路外駐車場の整備及び違法駐車取締りの推進による自転車
通行空間の確保

施策5 まちづくりと連携した総合的な取組の実施

- 【主な取組】○ 市町村の自転車活用推進計画策定の支援
○ 違法駐車取締りの積極的な推進

目標3 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

施策6 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締り
の重点的な実施

施策7 学校における交通安全教室の開催等の推進

施策8 高い安全性を備えた自転車の普及促進

施策9 災害時における自転車の活用の検討

- 【主な取組】○ 自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知
○ 自転車通学・通行の視点を踏まえた通学路の安全点検実施

目標4 自転車を活用したスポーツ活動と健康づくりの推進

施策10 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進

施策11 サイクルスポーツの推進

施策12 自転車通勤の促進

- 【主な取組】○ 自転車活用による健康増進に関する広報啓発
○ アスリート育成に向けたサイクルスポーツの推進

(3) 計画の推進方策

○県内の国、県、市町村、関係団体と連携して施策を推進

○計画の進捗状況に関するフォローアップを実施し、必要に応じて計画の見直しを行う。

4 今後のスケジュール

令和元年6月 第2回検討委員会

7月 パブリックコメント

8月 第3回幹事会

9月 計画策定（本部会議）

9月 商工建設常任委員会（計画策定の報告）

広域的景観の保全及び創出に関する方針（景域マスタープラン） の策定について

都市計画課美しい宮崎づくり推進室

1 概要

本県では、美しい宮崎づくり推進条例を制定し、地域固有の景観を県民共有の財産として、守り、創り出し、生かしていく取組を推進している。

良好な景観の形成にあたっては、地域の特色に応じたきめ細やかな規制誘導方策が有効であることから、各市町村が景観行政団体としてその中心的役割を担っている。

一方、本県には、緑豊かな山々や清らかな河川景観、変化に富んだ海岸線の景観、歴史や文化によって形づくられた田園景観など、市町村の区域あるいは県境を越えて広がる広域的景観も存在しており、また、近年は、霧島ジオパークや祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク、高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産等の認定を契機に広域的な景観への関心が高まっている。

そこで、県は、各市町村が広域的景観づくりに連携して取り組めるよう、広域的景観の保全及び創出に関する方針（景域マスタープラン）を策定し、市町村間の調整や市町村に対する技術的な助言、情報の提供などの支援を行う。

2 方針の内容

○ 景域の設定

地理的、生態的、歴史的、文化的に同様な特徴があり、市町村の区域あるいは県境を越えて広がる一定のエリア（景域）を設定し、連携を図るべき区域を明らかにする。

○ 広域的景観形成の基本方針

景域内の市町村が連携した広域的景観づくりの方向性を示す。

3 策定の効果

- 魅力ある広域的景観が県民共有の財産として再認識される。
- 景観計画を活かした統一感のある広域的景観づくりが図られる。
- 良好な広域的景観づくりにより観光地の魅力がさらに向上する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和元年	7月～	8月	第1回有識者会議、市町村意見交換
	10月～	11月	パブリックコメント
	11月～	12月	第2回有識者会議
令和2年	2月		推進本部会議
	3月		景域マスタープランの公表

景域マスタープランの策定イメージ

宮崎県

美しい宮崎づくり推進条例

広域的景観の保全及び創出に関する方針(景域マスタープラン)

○ 景域の設定 ○ 広域的景観形成の基本方針 など

広域調整・支援

景域

地理的、生態的、歴史的、文化的に同様な特徴があり、市町村の区域あるいは県境を越えて広がる一定のエリア

- 魅力ある広域的景観が県民共有の財産として再認識
- 景観計画を活用した統一感のある広域的景観づくり

A市
景観計画

B町
景観計画

C村
景観計画

行為の制限(建築物又は工作物の色彩や高さ等)などの調整・連携

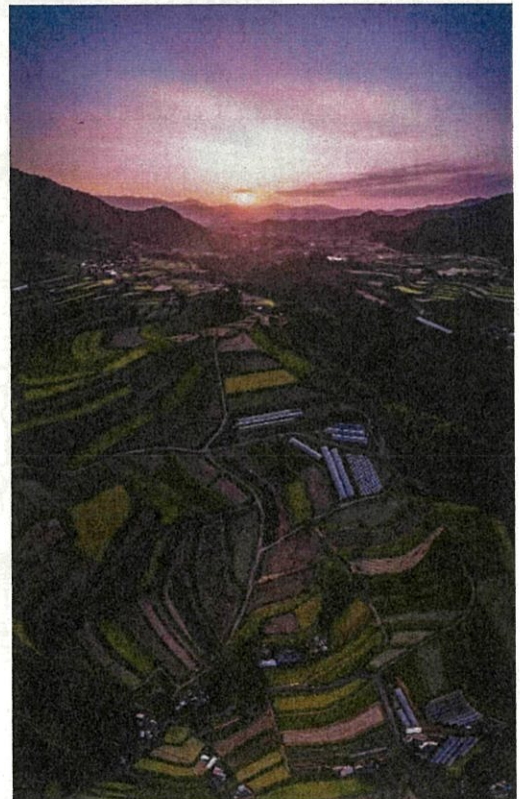
- 良好な広域的景観づくりによる観光地のさらなる魅力向上



霧島ジオパーク



日南海岸国立公園



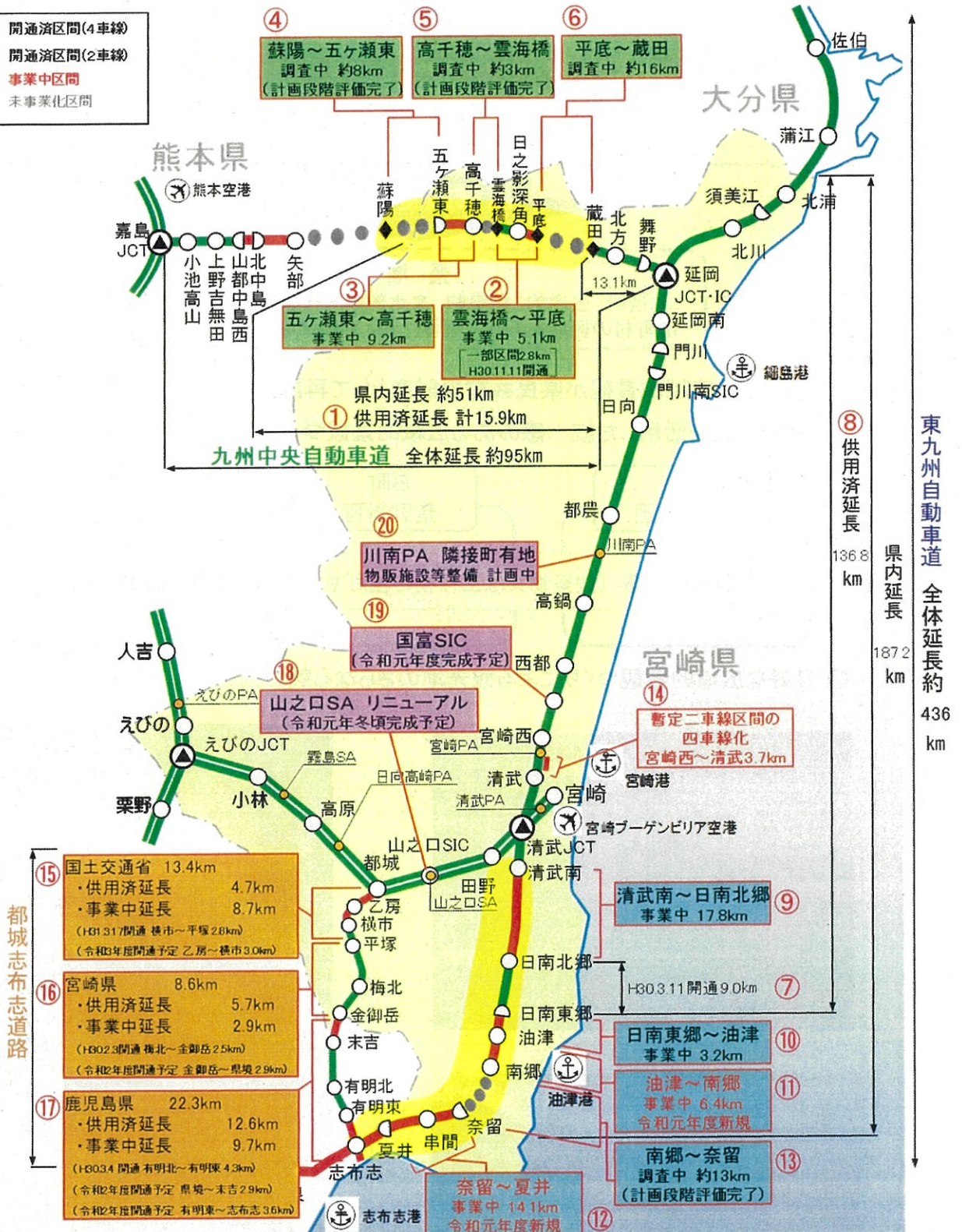
高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産

良好な広域的景観のイメージ

高速道路等の整備状況と主な課題について

高速道対策局
道路建設課
道路保全課

1 整備状況の概要



2 主な課題

[令和元年5月末現在]

- (1) 未事業化区間の早期事業化
- (2) 事業中区間の早期完成
- (3) 暫定二車線区間の有料区間の早期四車線化
- (4) 休憩施設(物販施設等)の更なる充実
- (5) 利活用の促進(アクセス機能の強化等)